

## 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況

## 1 平成 28 年の業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項

表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	健康診断
トラック	61	46 (75.4%)	31 (50.8%)	15 (24.6%)	6 (9.8%)
バス	9	8 (88.9%)	3 (33.3%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)
ハイヤー・ タクシー	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
その他	7	6 (85.7%)	4 (57.1%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)
合計	81	63 (77.8%)	39 (48.1%)	22 (27.2%)	10 (12.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

## 2 平成 28 年の業種ごとの監督実施事業場数、改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項

事項 業種	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息时间	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	61	36 (59.0%)	30 (49.2%)	19 (31.1%)	21 (34.4%)	20 (32.8%)	14 (23.0%)
バス	9	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	4	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	-	-
その他	7	2 (28.6%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	81	41 (50.6%)	33 (40.7%)	21 (25.9%)	22 (27.2%)	21 (25.9%)	14 (17.3%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

3 過去3年間の業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業数及び改善基準告示違反事業場数

業種・事項		年		
		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
トラック	監督実施事業場数	27	67	61
	労働基準関係法令違反事業場数	25 (92.6%)	63 (94.0%)	46 (75.4%)
	改善基準告示違反事業場数	22 (81.5%)	52 (77.6%)	36 (59.0%)
バス	監督実施事業場数	4	6	9
	労働基準関係法令違反事業場数	3 (75.0%)	3 (50.0%)	8 (88.9%)
	改善基準告示違反事業場数	3 (75.0%)	2 (33.3%)	2 (22.2%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	14	6	4
	労働基準関係法令違反事業場数	8 (57.1%)	3 (50.0%)	3 (75.0%)
	改善基準告示違反事業場数	7 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (25.0%)
その他	監督実施事業場数	14	4	7
	労働基準関係法令違反事業場数	11 (78.6%)	4 (100.0%)	6 (85.7%)
	改善基準告示違反事業場数	6 (42.9%)	1 (25.0%)	2 (28.6%)
合計	監督実施事業場数	59	83	81
	労働基準関係法令違反事業場数	47 (79.7%)	73 (88.0%)	63 (77.8%)
	改善基準告示違反事業場数	38 (64.4%)	57 (68.7%)	41 (50.6%)

#### 4 岐阜労働局と中部運輸局との相互通報

岐阜労働局と中部運輸局は、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しており、過去3年間の通報件数は次のとおりであった。

事項	年	平成	平成	平成
		26年	27年	28年
岐阜労働局から中部運輸局に通報した件数		11件	11件	9件
岐阜労働局が中部運輸局から通報を受けた件数		8件	14件	12件

## 5 監督指導の実施事例

### 事例1（トラック）

長時間労働が行われているという情報を端緒に、運送会社に対して監督指導を実施した

#### 概要

労働時間はデジタルタコグラフ等で把握しているが、36協定届の上限時間が月95時間であるところ、時間外労働月100時間超の者6名（最長216時間）を確認した。

#### 指導内容

- 1 違法な時間外労働に関する違反（労働基準法第32条）を是正勧告
- 2 月80時間以内への削減について、専用指導文書（過重労働による健康障害防止について）により指導
- 3 自動車運転者改善基準（総拘束時間、最大拘束時間、最大運転時間）違反について指導

#### 指導後の会社の取組

人員を増員し、社員教育、勤務シフトの調整、個人別の管理表による労働時間管理の適正化等を行ったところ、月80時間超の時間外労働を解消した。

### 事例2（バス）

観光バスやスクールバスを運行するバス会社に対して監督指導を実施した

#### 概要

労働時間はタコグラフ等で把握しているが、労働時間管理を含む労務安全管理全般に問題を認めた。

#### 指導内容

- 1 36協定の協定時間を超える時間外労働に関する違反（労働基準法第32条）を是正勧告
- 2 賃金台帳の労働時間数等未記載に関する違反（労働基準法第108条）を是正勧告
- 3 安全衛生推進者の未選任に関する違反（安全衛生法12条の2）
- 4 月45時間以内への削減及び衛生委員会等の調査審議について、専用指導文書（過重労働による健康障害防止について）により指導
- 5 自動車運転者改善基準（総拘束時間、最大拘束時間）違反について指導

#### 指導後の会社の取組

労働時間等の時間管理の適正化等を含む労務安全管理全般の改善を図った。